

# みなさんの妊活を応援します！

令和5年9月1日現在

～国東市不妊治療費助成制度のご案内～

## ●「限度額適用認定証」に関するお願い●

特定不妊治療助成事業の申請をお考えの方は、あらかじめご加入の健康保険者から、「限度額適用認定証」の交付を受けてから受診するようお願いします。

※「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1ヵ月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

## 1. 対象となる方

下記の①～③に全て該当する方

- ① 夫婦ともに、1年以上国東市に住民登録（国東市内に居住）があり、申請後1年以上国東市に定住予定である（住民登録が1年以上ない方は、定住見込みを窓口へご相談ください）
- ② 医療機関が不妊症と診断し、不妊治療を受けている
- ③ 治療開始日における妻の年齢が43歳未満である夫婦（事実婚含む）

※1 大分県特定不妊治療費等助成事業については、下記までお問い合わせください  
大分県東部保健所 国東保健部 ☎ 0978-72-1127

## 2. 申請期間

不妊治療を受けた日の属する月の翌月の初日から1年以内

## 3. 申請時の注意事項

- 申請は、治療が終了してから行ってください。
- ご加入の医療保険者から高額療養費や付加（附加）給付金が給付される見込みの時は、その額が決定してから申請してください。詳しくは、加入している医療保険者（国民健康保険にご加入の方は、お住まいの市町村の担当窓口）にご確認ください。
- 国東市が実施した助成は、通算回数の対象です

## 4. 申請に必要なもの

《市の窓口で準備しているもの》（市ホームページからもダウンロードできます）

- ①国東市不妊治療費助成金交付申請書
- ②国東市不妊治療費助成金交付申請に係る同意書
- ③国東市不妊治療費助成事業受診等証明書

《申請者が準備するもの》

- ①治療にかかる領収書（受診等証明書に記載している費用分）
- ②薬剤内訳証明書又は領収書（不妊治療に際し薬がある方のみ）
- ③大分県特定不妊治療費等助成金給付決定通知書の写し（県に申請した方のみ）
- ④印鑑
- ⑤振込みを行う銀行等の通帳（申請を行う本人名義のもの）
- ⑥治療を受けた方の健康保険証の写し
- ⑦限度額認定証の写し
- ⑧高額医療費や付加（附加）給付金の決定が確認できる書類（支給決定通知書等）

## 5. 助成の内容および対象となる治療

次のいずれかに該当する治療の1回にかかる自己負担額あたり以下の助成額を限度とします。

保険診療分に対する助成は、高額療養費や付加（附加）給付金を控除します

（別表1）

治療区分	治療方法	助成上限額／1回
A	新鮮胚移植	50万円
B	凍結胚移植	
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植	
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止	
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	
男性不妊治療	生殖補助医療（Cを除く）と併せて実施した場合	50万円
人工授精	人工受精を実施する	5万円

※1回の治療について

実施医療機関で作成された胚移植術に向けた治療計画に基づく、胚移植術の実施に向けた一連の過程を指します。

※出産後、2子目以降の治療をする場合は、助成回数がリセットされます。

## 6. 助成額及び助成回数

※助成回数は保険診療における初回の治療開始日の妻の年齢が基準です

（別表2）

初回の治療開始時点の妻の年齢	保険適用後の診療分 回数上限
40歳未満	1出産につき9回まで（うち保険適用外診療は3回まで）
40歳以上43歳未満	1出産につき6回まで（うち保険適用外診療は3回まで）

### 回数の考え方

保険診療対象の「1回」は、移植をした回数をさしますので、上記（別表1）の治療区分E・Fは移植回数に含みません

通常パターン	保険適用回数	胚移植術 1回目	胚移植術 2回目	胚移植術 3回目	胚移植術 4回目	胚移植術 5回目	胚移植術 6回目	胚移植術 保険診療外 1回目	胚移植術 保険診療外 2回目	胚移植術 保険診療外 3回目	胚移植術 保険診療外 4回目以降	
	国東市助成回数	助成1回目	助成2回目	助成3回目	助成4回目	助成5回目	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目	対象外	
F 1回、E 1回の申請があった場合	保険適用回数	胚移植術 1回目	胚移植術 2回目	胚移植術 なし	胚移植術 3回目	胚移植術 なし	胚移植術 4回目	胚移植術 5回目	胚移植術 6回目	胚移植術 保険診療外 1回目	胚移植術 保険診療外 2回目以降	
	国東市助成回数	助成1回目	助成2回目	助成3回目 Fの治療	助成4回目	助成5回目 Eの治療	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目	対象外	
Fの治療を申請しない場合	保険適用回数	胚移植術 1回目	胚移植術 2回目	胚移植術 なし	胚移植術 3回目	胚移植術 なし	胚移植術 4回目	胚移植術 5回目	胚移植術 6回目	胚移植術 保険診療外 1回目	胚移植術 保険診療外 2回目	胚移植術 保険診療外 3回目以降
	国東市助成回数	助成1回目	助成2回目	申請せず Fの治療	助成3回目	助成4回目 Eの治療	助成5回目	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目	対象外
県外からの転入の場合	保険適用回数	胚移植術 1回目	胚移植術 2回目	胚移植術 3回目	胚移植術 4回目	胚移植術 5回目	胚移植術 なし	胚移植術 6回目	胚移植術 保険診療外 1回目	胚移植術 保険診療外 2回目	胚移植術 保険診療外 3回目	胚移植術 保険診療外 4回目以降
	国東市助成回数	県外在住				国東市転入 助成1回目	助成2回目 Eの治療	助成3回目	助成4回目	助成5回目	助成6回目	対象外

《問い合わせ先・申請窓口》 国東市役所 子育て支援課

☎ 0978-72-5114